

小中学校等での医療介助行為に

ついて

山田 裕一

【質疑】平成17年7月26日付で厚生労働省医政局長から出された「医師法第17条云々」の通知は、医療行為の範囲が不必要に拡大解釈されている等の現状があるために医療機関以外の教育現場等において、原則として医療行為でないと考えられるもので教員が行うことは、子どもへの「介助」

と明確に示したものである。以上のことから市内の小中学校等で医療介助行為が必要な児童、生徒等がいる場合、教育委員会は、各学校等へ、どのような指導をするのか伺いたい。

【その他の質問】

白石市の危機管理体制について

災害対策と防災体制について

安斎 多実男

【質疑】近年、市街地において頻繁に起きる浸水被害について、その原因と対策について伺いたい。

また、災害弱者に対する、避難対策と支援について伺いたい。

【答弁】医師法第17条の問題は教員の救急処置がどこまで認められるのかという指摘であるところとらえている。

学校における救急処置は、児童生徒の安全を確保するために大変重要な仕事であり、これは養護教諭だけの問題ではなく、すべての教師がこれに努めなければならぬと思っている。

指摘のとおり、同法第17条で「医師でなければ医業をしてはならない」と規定されており、医師等、一定の資格を

持たない人の医療行為については、原則として禁じられている。

しかし、学校現場において救急の処置は、医師による治療が行われるまでの、とりあえずの処置という考え方をしている。

もし、学校で救急の処置が必要となれば、医師の手にゆだねるまでの間、適切な処置をすることが児童生徒の健康上望ましいというものであれば、子どもたちの保護にあたる教師が行うべき職務の一つ

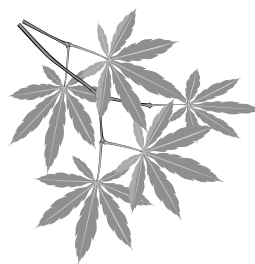
【答弁】市街地の浸水の原因について、ことしの場合、7月の台風4号については、降り始めから終わりまでの降雨が2百38ミリ、台風9号に関する集中豪雨については、時間最大雨量45ミリ、5時間雨量が百44ミリと、今までに経験したことのないような雨量だった。

今回、越河・斎川地区の降水量が多く、斎川の水位が上がり、市内からの排水ができなかったことが原因の一つであると思っている。

そのほか山林の荒廃、また

であると考えている。

また、学校に対しては、いろいろな持病、病気を持つ児童・生徒について、家庭、または主治医と十分に連絡をとって、健康状態の把握に努めながら、学習活動を展開するように指導している



宅地造成による影響等が原因ではないかと考えている。

今後の対策としては、下水道の雨水整備事業で対応ができないか検討したい。

災害弱者に対する避難対策については、行動に制約があり、迅速な行動がとりにくく、自力による危険回避活動に困難を伴うことが多いことから、被災しやすい環境にある

災害発生時には、市において把握している要援護者の同意を得ながら、地区民生委員及び地域自主防災組織などの

協力のもと、速やかに移送を完了することや、その避難所での対応が難しい高齢者に対しては、必要に応じて社会福祉施設等への緊急入所についても考慮しなければならないと思っている。そこで、要援護者を特定すべく、住宅地図をもとに位置関係を把握する作業に着手した。

また、社会福祉施設に対しては、災害時の受け入れ態勢について要請をしてまいりたい。